

令和8年度第1回呉市総合教育会議議事録

日 時 令和8年8月18日（火） 19時00分～19時55分

場 所 呉市役所本庁舎 7階 755～758会議室

呉 市

令和８年度 第１回呉市総合教育会議 次第

日 時：令和８年８月１８日（火）１９時００分
場 所：呉市役所本庁舎 ７５５～７５８会議室

- １ 開 会
- ２ 市長挨拶
- ３ 教育長挨拶
- ４ 報告事項
「呉市立学校における働き方改革取組方針（令和８年度～令和１１年度）」
について
- ５ 閉 会

会議資料

- 【資料１】 呉市立学校における働き方改革取組方針
（令和８年度～令和１１年度）【概要】
- 【資料２】 呉市立学校における働き方改革取組方針
（令和８年度～令和１１年度）

令和8年度 第1回呉市総合教育会議 出席者名簿

構成員

呉市長	新 原	芳 明
教育長	多 田	博
教育委員（教育長職務代理者）	大之木	小兵衛
教育委員	若 野	文 江
教育委員	藤 脇	真 美
教育委員	石 井	哲 朗

関係職員

教育部長	石 川	直 之
教育部副部長	横 田	三 奈
教育部副部長	伊 藤	賀 世
教育部参事補兼呉高等学校事務長	中 村	博 雅
教育総務課長	新 本	康 司
学校施設課長	森 脇	将 二
学校教育課長	木 屋	善 貴
学校安全課長	河 野	靖 弘

事務局職員

総務部長	戸 坂	哲 二
総務部副部長	平 木	文 尊
総務課長	上 野	美 帆

○戸坂総務部長 それでは、ただいまから令和8年度第1回呉市総合教育会議を開催させていただきます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、呉市総務部長の戸坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この呉市総合教育会議は呉市総合教育会議設置要綱第6条の規定により、原則公開することとなっておりますので、本日の会議も公開とさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、新原市長より御挨拶を申し上げます。

○新原市長 皆さん、こんばんは。

今日の総合教育会議は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正によりまして、教育委員会は服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し公表するとともに、策定したときは総合教育会議に報告するものと規定されたことによるものでございます。

この総合教育会議は市長が招集することになっておりますので、開催をお願いいたしましたけれども、中身はむしろ、今日おいでの教育長並びに教育委員の皆さんが、皆さんの責任で定められたこの実施計画の内容の説明を、私がお伺いするものと考えております。

したがって、その中身について疑問があれば、私が質問をし、お願いがあれば私が5人をお願いをする、そういう趣旨の会であると考えております。

遠慮なく質問、意見を言わせていただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○戸坂総務部長 続きまして、多田教育長より、教育委員会を代表していただきまして、御挨拶をお願いいたします。

○多田教育長 教育長の多田でございます。会議の開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日の会議では、学校における働き方改革について、この度改定をいたしました取組方針の概要、取組状況等の報告をさせていただきます。

学校における働き方改革は、教育委員会といたしましても大変重要な課題と捉えておりまして、これまで各学校における取組とともに、教育委員会としても、環境整備等、必要な取組支援を行ってまいりました。

取組を始めた当初と比べますと、学校・教職員の意識を含め、一定の成果も見えている状況ではありますが、時間外勤務の状況等、まだまだ道半ばという部分もございまして、今後とも、現状・課題を踏まえた、実態に即した手立て、取組を着実に進めていくことが必要と考えております。

また、学校・教育委員会だけの取組ではなく、地域・保護者、市長部局等、

教育に関わる関係者全てで学校を支えて支援していく、協働していくという必要性も感じているところです。

呉市総合教育会議は、呉市の教育施策や教育課題等について、市長と教育委員会で意見交換、協議・調整を通じて、現状や今後の方向性等を共有し、より良い教育につなげていく場でございます。

本日の会議を通じて、学校における働き方改革の必要性、こうした部分を皆で改めて再認識をし、また、今後のさらなる取組の推進につなげていければと思います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○戸坂総務部長 ありがとうございました。

それでは、これより、次第の4の報告事項に入りたいと存じます。

報告事項「呉市立学校における働き方改革取組方針（令和8年度～令和11年度）」について、教育委員会から報告をお願いいたします。

○石川教育部長 それでは、報告事項「呉市立学校における働き方改革取組方針（令和8年度～令和11年度）」について、御説明させていただきます。

呉市教育委員会は、平成30年に「学校における働き方改革取組方針」を策定しました。以降、令和2年、令和5年に、これらを改定し、学校における働き方改革を進めてまいりました。

この度、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる給特法の改正を受け、呉市立学校における働き方改革を一層推進するために、本方針を改定いたしました。

それでは内容につきまして、御説明させていただきます。

取組方針が膨大でございますので、概要版で御説明をさせていただきます。

○新原市長 これを見ればよろしいですか。

○石川教育部長 はい、お願いいたします。

○新原市長 知らないのは私だけということですよ。5人は十分御存じで、皆さんの責任でお決めになられたということですよ。だから、私が説明を聞けばいいということですよ。

○石川教育部長 はい、お願いいたします。

見出しにありますとおり、この度の方針は、期間を令和8年度から令和11年度までとしております。

まず、「経緯」の欄を御覧ください。

1行目、令和5年4月に、今回の前身にあたる方針を改定いたしました。

2行目、令和7年6月、給特法の一部が改正されました。

資料には記載しておりませんが、この法改正について、少し御説明させていただきます。

○新原市長 何か、その資料はどこかについていませんか。

○多田教育長 取組方針本体の1ページ目を開いていただいて、「はじめに」の
ところを御覧ください。

○新原市長 それと一緒にないと、私には分かりません。来ている傍聴の方にも
その方がわかりやすいと思います。

○石川教育部長 それでは、方針の表紙を1枚めくっていただき、「はじめに」
を御覧ください。段落で言いますと、3段落目でございます。

この法改正につきましては、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、教職調整額の基準となる額の引上げ等の措置を講ずるものでございます。

この法改正に伴い、概要版の「経緯」の3行目を御覧ください。

令和7年9月、文部科学省は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理
その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を改定いたしました。

このことを受け、本市においても給特法第8条に基づく「業務量管理、健康
確保措置実施計画」を本方針に位置付け、この度改定したものでございます。

次に、「これまでの目標・成果指標と現状」を御覧ください。

呉市では、これまで、二つの目標を掲げ、学校における働き方改革を進めて
まいりました。

目標の一つ目、「児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員
(管理職を除く)の割合を80%以上」という項目につきましては、令和7年
度は88.4%となっており、5年連続で目標値80%を上回っております。

目標の二つ目、「長時間勤務の縮減」といたしましては、時間外在校等時間
を原則年360時間以内及び月45時間以内とすることにつきましては、令和
7年度、月45時間以内の教員の割合は、推定値、この概要版を策定した令和
8年2月時点で71.1%となっております。令和7年3月末までの集計です
と、72.1%でございます。こちらは記載はございません。

長時間勤務の縮減に至っていない要因といたしましては、概要版資料には記
載がございませんが、教職員の専門性を必要としない業務に時間を要する状況
があること、生徒指導、保護者対応など、個別対応が必要な事案が増加してい
ることが挙げられます。

このような状況を踏まえ、この度、「目指す姿」を全ての子どもたちへのよ
りよい教育の実現に向け、心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」
を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮する教職員といた

しました。

続いて、目標、成果指標の欄を御覧ください。

資料左から、時間外在校等時間に関する目標、「働きやすさ」に関する目標、「働きがい」に関する目標の三つを掲げております。

まず一番左の時間外在校等時間に関する目標といたしましては、1箇月時間外在校等時間45時間以下の割合を100%、1年間時間外在校等時間360時間以下の割合を100%としております。

次に、真ん中の欄、「働きやすさ」に関する目標といたしましては、「心理的安全性が確保されている」と感じている教職員（管理職を除く）の割合を100%としております。

さらに、「働きがい」に関する目標といたしましては、「日々の業務の中で充実感を得られている」と感じている教職員（管理職を除く）の割合を100%といたしました。

これらの目標の達成に向け、実施内容に示す(1)から(3)の三つの視点で取組を具体的に推進してまいります。

まず、(1)教職員の勤務状況等の把握です。

教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、学校は、在校等時間管理システムを活用し、適正な勤務時間管理を推進するとともに、教育委員会事務局といたしましては、各学校の実態に応じた取組を推進するため、積極的に支援してまいります。

次に、(2)教職員が担う業務の見直しや適正化です。

こちらにつきましては、①「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直しと、②教職員が担う業務の適正化の二つを柱としております。

まず、①「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直しにつきましては、「ア 学校以外が担うべき業務」として、「学校徴収金の徴収・管理」と「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」の二つの対応を進めてまいります。

特に、保護者等からの過剰な苦情等につきましては、教育委員会事務局が必要と判断した場合、教育委員会顧問弁護士のアドバイスのもと、教育委員会が保護者と直接面談するなどの対応を行ってまいります。

次に、「イ 教師以外が積極的に参画すべき業務」といたしましては、「学校のウェブサイトの作成や管理」、「ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理」等、四つの取組を進めてまいります。

ICT機器等の日常的な保守・管理では、教育委員会事務局によるICT支援員の派遣やヘルプデスクの運用により、保守・管理を支援してまいります。

続いて、「ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」といたしまして

は、「授業準備」や「学校行事の準備・運営」など、四つの取組を進めてまいります。

特に「学習評価や成績処理」につきましては、令和6年8月からA I型デジタルドリル教材を正式導入し、印刷や採点等の負担が軽減されております。

また、今年度9月から導入いたします採点支援システムにおいても、教職員の採点ミスや基準ぶれの低減が図られるとともに、1クラス平均で、現在の作業量、採点時間が約50%の削減効果が見込まれるものでございます。あわせて、統合型校務支援システムなどICTの効果的な活用を推進してまいります。

続きまして、「②教職員が担う業務の適正化」につきましては、「授業時数の標準化・教育課程の見直し」、「業務の平準化・効率化」などをお示ししており、四つの取組を進めてまいります。

さらに、(3)教職員の健康及び福祉の確保につきましては、「在校等時間が一定時間を超えた教職員に対する医師による面接指導の実施」や「ストレスチェックの実施」など、五つの取組を進めてまいります。

「ストレスチェックの実施」につきましては、学校・教育委員会事務局ともにストレスチェックの実施率100%を目指すとともに、教職員のセルフケアなどの取組を促し、職場環境改善を促進してまいります。

資料の一番下、関連する取組や今後のフォローアップでございますが、「教職員定数改善に係る国や県への要望」や「人材確保に係る関係部局や関係機関との連携」など、五つの取組を進めてまいります。

最後に、今年度、令和8年度1学期の取組状況につきまして、時間外在校等時間の集計が出ましたので、御紹介させていただきます。45時間以下の教職員の割合が、昨年、令和7年の4月から6月の割合は56.8%でしたが、今年度、令和8年4月から6月の時間外在校等時間の平均は63.0%と、約7%弱増えており、45時間以下というものということで、改善が図られているというふうに捉えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○新原市長 法律で定められているのは、その程度の概要でいいんですか。

もうちょっと詳しく説明を伺う必要はないんですか。法律的にこれで、もう義務は果たされたということなんでしょうか。とても簡単のように感じます。

○石川教育部長 法律的には教育総合会議に報告することと書かれております。

○新原市長 私に説明しなきゃいけないってことになっているんでしょ。それが、今、御説明したことになっているってことですか。

給特法の中で、教育委員会は首長に説明しなければいけないこととなっているんですよね。今の説明で、第8条による説明は尽くされたというふうに考えますか。非常に簡潔であると思います。そうお考えであれば、それで結構です

が、それで全部分かったとは思えないので、それでよければそれで。

○**石川教育部長** もちろん、こちらの基本方針のものが全部これだけあれば、説明が尽くされたと思いますが。

○**新原市長** だから、今の説明であれば、書いてあることすら飛ばし飛ばしで言われたので、言葉も全部追いかけてないです。もうちょっと説明しないと意味がありません。

特に大事なところ、力をお入れになったところを少し詳しく御説明ください。どこを説明しなければいけないのかは、4人の委員さんの方から御指摘いただければありがたいです。ここは強く市長に説明してほしいとか、何番の何番って言うていただければ、事務局から説明をお願いします。

○**藤脇委員** 私が大事だと思うところは、8ページの（2）のアの「学校以外が担うべき業務」というところが気になります。

○**新原市長** ここがどういう方針になっているのか、先ほどの説明では、「学校徴収金の徴収・管理」とかの項目の説明しかなかった。それをどういうふうに、どこに書いてあるのか、もう少し詳しく御説明いただけますか。

○**戸坂総務部長** 教育委員会の方で、どなたかよろしいですか。

○**新原市長** いや、ここに書いてあることをそのまま教えていただけますか。

先ほどの説明では、「学校徴収金の徴収・管理」という言葉だけの項目しかなかった。それをどう変えていくのか、どう対応していくのか、学校と教育委員会事務局とそれぞれ書いてありますので、これを教えてください。

○**石川教育部長** 学校以外が担うべき業務の例としましては、いわゆる学校徴収金等言えば、例えば、公会計化というのが考えられると思います。公会計化ということと言いますと、例えば、子どもが食べている給食費。

○**新原市長** それがここに書いてある「負担軽減に向けて調査・研究を行い」というのは、誰がどういうふうに調査を行うんですか。公会計化とはどういう意味でしょうか。この言葉だけでは私は理解できないんですけど。

○**多田教育長** 資料の9ページに、「公会計化等に向けた検討を行う」と書いてあります。その上に教育委員会事務局と括弧書きしておりますので、調査・検討を行うのは、教育委員会事務局になります。今は学校の方で保護者の方から給食費の徴収とかしてもらっていますので、その辺がもし負担軽減できればと。

○**新原市長** 公会計という言葉の意味をまず教えてほしいです。公というのは何ですか。今、徴収しているのは、公会計ではない、私会計だということですか。私会計と公会計はどう違うんですか。公会計化というのは、具体的に何を意味するんですか。今お答えが難しいようなら、また教えてください。

その上の、学校が、保護者が直接代金を払う方法について業者と連携すると

というのは、事業者が直接支払いを受けるということ、学校が間に入らないということですか。それを進められるということですか。

○石川教育部長 そういうことでございます。修学旅行の料金などを直接業者に向けて払うということでございます。

○新原市長 そうすると、もう別に会計もないので、公会計化の必要もないですね、学校が預からないのであれば。学校の会計を通らないですね。

○新原市長 その他、私に説明しておきたいところはございますか。

○若野委員 私はこれを読んでポイントとなるところは、概要版でいうと、「目指す姿」の「全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮する教職員」、これだと思っております。

そこで「働きやすさ」はどのようにしていくか、また「働きがい」をどう感じていくことができるのかというところで、安心して働ける環境っていうことなんだろうなっていうことをすごく思っております。

子どもも安心だけでも、教職員も安心して、居場所が学校にあるということだと思うので、この辺りをすごく注目して、今年度から、学校訪問もさせていただいておりますので、よりいろいろな状況を確認しながら、一緒に進めていきたいなと思っております。

新卒の先生が辞めないように、やっぱりそこは働く場になるし、自己肯定感とか、認められるとか、管理職の方々が声掛けをされて、頑張ってるねって言われながら、しているのはすごく思っております。

そこに同僚からも、いろんな声掛けで、これが働きがい、充実感に満たされるようにというのはすごく願っているんで、そこを。

○新原市長 それは方針のどこにどう書いてあるのでしょうか。どこかにあるはずですから。

○石川教育部長 今のはページで言いますと、7ページの「働きやすさ」「働きがい」に関する目標のところですよ。

○新原市長 それは若野さんはどういうことを言われたんですか、目標値に関して。

○若野委員 私は100%になる目標というのは、やっぱりそれに向けて、少しずつ。

○新原市長 だから、少しずつというのはどこに書いてあるのか。書いてないんであれば、若野さんの意見をこの中に取り込んでいくべきじゃないかと思いますが。委員さんがおっしゃっているんで。

○石川教育部長 失礼しました、具体的には12ページです。

○新原市長 12ページのどこか、説明していただけますか。後ろの方が説明さ

れても結構です。

○木屋学校教育課長 12ページの上から二つ目の四角の印のところを見ていただければと思います。

職務経験が少ない教職員が支援を受けやすい体制の整備というふうにしております。教育委員会事務局といたしましては、初任者への学校訪問や管理職への聞き取りなどから実態をしっかりと把握をして、先ほど若野委員からありましたように、初任者を含めて先生方の個別の支援・指導をしっかりと行ってまいりたいというふうに思っております。

また、呉市教育委員会主催の研修等を通して、初任者同士が横の繋がりをしっかり持てるような、そういった研修の工夫をポイントにしているところでございます。

○新原市長 それによって、心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮する教職員を育てていくというか、そういう教職員になっていただけるようにする、それが12ページに書いてあるということですかね。

○木屋学校教育課長 そのとおりです。

○新原市長 よく分かりました。他にございますか。

○石井委員 9ページの保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応というところが、これから、いじめの問題とかいろいろな問題となってくるところだと思いますので、この対応について、もう少し市長に説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○石川教育部長 今、学校では、保護者対応等に多くのエネルギーや時間を費やしています。

かつてはと言ったらあれなんですけれども、いろいろな問題が多角的になっておりますので、その専門を持っておられる、例えば弁護士の方であるとか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの知見であるとか御意見を伺いながら対応していくということで書かせていただいております。

また一番最後ですが、もちろん状況に応じては、警察等の関係であるとか、医療であるとか、様々な学校外の方の専門的な意見を伺いながら、教師の業務改善を図っていきたいというふうに思っております。

○新原市長 そういう方針という御説明、ありがとうございます。

カスタマーハラスメント、実はこれ、市役所の職員も大変苦勞しておりますので、まずは一人で窓口に立たせない、何か苦勞してそうであれば、すぐに複数で対応するようにしています。それから、弁護士、そもそもコンプライアンス専門監もいますので。コンプライアンス専門監は、教育委員会も担当しているのですか。

○石川教育部長 はい、していただいております。

○新原市長 警察のOBの方。

○石川教育部長 はい、そうです。

○新原市長 弁護士は当たり前だと思っておりますので、教育委員会もやっと一緒になったと思います。教育委員会以外の職員の窓口対応で、ハラスメントというか、それが一番大きな問題としてやっていただいているので、それを是非やっていただけるということで、非常に安心です。

その他ございますか。

○大之木委員 9ページでございます。私はこれを初めて見て、教育委員会の皆様に御相談というか、お伺いしたのは、例えば、目標とか100%というのは、これは大変なことなんじゃないかなとすごく思いました。

弊社でも事業計画というのがありますけれども、いい数字を皆は出したがるんですけど、これが具現化するために、どれだけの努力、それをどのように具体的にやっていくのかというのは、我々企業としては、これは喫緊の課題になっております。

この場合も、45時間以下だとか、そういったことが100%と書かれたり、これを具現化するためにはどうしていくのかということについて、9ページになるんですけども、自助努力だけでは私は大変に難しいということで、こちらに書いてございます、今もございましたが、例えば顧問弁護士さんのお力をお借りするとか、そして、伊の学校のウェブサイトのところで、ICT支援員、そして呉工業高等専門学校の学生のお力を借りるだとか、そのまた下のところに書いてございますが、プールの集約化、共用化、民間の活用っていうところで、こういうふうに、民間企業の力をちょっと借りてやっていくっていうところを本当に具現化していかないと、大変難しい。

10ページの上のところでございますが、部活動の協力についても、広島文化学園大学の学生のお力を借りるだとか、こういうところを本当にこうやっていかないと、とてもじゃないけど、これ解決していくというのは本当に大変なことだから、自助努力じゃなくて、どうか、みんなで呉市の教育を支えていこうというところに話を持っていく、いきましょうということで、今回この取組方針が作られたと私は認識しております。

本当にこれを行動に移していくっていうところを、私は非常に今から期待したいし、教育委員会の一員として、私も一企業の一人として、これを何とか助ける方向にいきたいなと思っているところでございます。

○新原市長 ありがとうございます。

大之木委員のお話で、7ページの目標を達成するためには、9ページ、10ページのところをちゃんとやってかなきゃいけないということで、事務局に

もう一度、9ページのイと10ページのウを、もう少し丁寧に御説明いただけますか。

○木屋学校教育課長 まず、9ページのイのところでございますけれども、教師以外が積極的に参画すべき業務というカテゴリーになります。

もちろん教員がやる仕事としても、今まではやってきているものでございますけれども、教師以外が積極的に参画することで、教員の負担を軽減できるものとして挙げております。

まず一つ目が、学校のウェブサイトの作成・管理としております。

学校としては、先ほど時間外勤務の話がありましたけれども、比較的、特定の職員が時間外勤務が多くなっているというふうな現状がございますので、まず、学校の誰もが学校のウェブサイトの作成・管理ができる、得意な人間だけではなくて、もちろん、その得意な分野を生かすということもありますけれども、誰でもつつけるというふうに、研修等を通じて技能の向上を図るとしております。

また、教育委員会事務局としましては、教師一人一人の支援のために、ICT支援員や呉工業高等専門学校を派遣することを通して、学校の支援を進めていくというふうにしております。

二つ目、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理です。

これにつきましては、学校で保守・管理をするというよりも、教育委員会事務局の方で保守・管理に関する実態をしっかり把握をしながら、マニュアル等の整備や更新、先ほどありましたけれども、学校の誰もが参画できる体制を整えていくということ、そして、先ほどと重なりますけれども、ICT支援員の派遣、また民間のヘルプデスク、そういったものを活用しながら支援をしていきたいというふうに思っております。

三つ目、学校プールの施設・設備の管理です。

これにつきましては、現在、各学校の方で施設の管理を主に行っているところですが、そちらが大きな負担になっているという現状がございます。

そういう中で、学校プールの集約化、下に書いてありますように、施設維持可能な学校プールを近隣の学校と一緒に使用すること、また、市営プールの共用化、民間プールの活用というようなところで、各地域の実態に合わせながら、こういった取組を進めていくというふうに考えております。

続いて10ページ、部活動です。

まず、学校の方では、呉市教育委員会が策定した方針を踏まえて、各学校で活動方針を作っておりますけれども、それをしっかりと運用しながら、部活動休養日や活動時間の徹底を図ることとしております。

なお、部活動休養日につきましては、いずれの学校も、週1日以上というふ

うにしております。

教育委員会事務局としましては、合同部活動の開催、広島文化学園大学の学生の派遣、海上自衛隊呉音楽隊あるいは呉市音楽家協会、そういった方々のお力を借りながら、吹奏楽教室を行う取組で、外部人材を活用した学校部活動を展開してまいりたいと思います。

これにつきましては、なかなか先生方で全ての部活動の専門的な指導をするのが難しい状況がございます。そういった部活動指導の先生方の負担を軽減するために、外部の力を借りるというふうに考えております。

続いて、国が示した部活動の改革実行期間内、こちらは令和13年度までというふうに示されました。その13年度を目標としながら、全ての学校部活動において、休日の地域展開の実現を目指すために体制構築に向けた取組を推進してまいります。これにつきましては、教育委員会だけではなくて、関係部局と連絡調整をしっかりとしていく必要があるかなと思っております。

続いて、ウの教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務です。

まず一つ目、授業準備です。もちろん授業ですので、教師が主に担う業務の一つでございますけれども、これにつきましては、ICTの効果的な活用が非常に有効であるというふうに思っております。

学校では、児童生徒の実態把握や学習データの共有化、教材・学習指導案等の共有化など、そういったところで負担を軽減をしていきたいと思います。

また、教材等の印刷や教具等の準備その他の補助的な業務につきましては、スクールサポートスタッフの配置を進めておりますけれども、そういったスクールサポートスタッフとの協働によって、円滑に業務を進めてまいりたいと思っております。

教育委員会事務局ですが、こちらでもICTを活用した全市的な教材・学習指導案等の共有化、学習指導案とか教材というのは、先生方がいろいろ工夫されて作っておられる、それを共有化することで、そういったものを参考にしたり、あるいは活用しながら、全市的な共有化によって、負担を軽減したいと思います。

また、広島県教育委員会との連携により、先ほど申し上げましたスクールサポートスタッフの配置を促進してまいりたいと思います。

続いて、学習評価や成績処理です。これにつきましても、ICTの効果的な活用が有効であると思っております。AI型デジタルドリル教材、また、9月から導入予定をしております採点支援システム、統合型校務支援システム、そういったことで効率化を図ることで、先生方の負担軽減、今も実際にできている状況がございますので、そういったものを積極的に活用してまいりたいと思います。

また、教育委員会事務局としては、学校でのＩＣＴの効果的な活用に向けて、関係資料、マニュアルの整備や更新、また研修をしっかりと充実させていくことで、先生方の活用を促してまいりたいと思っております。

またその下の、学校行事の準備・運営です。昨年度から呉市立の全ての学校において、コミュニティ・スクールを導入しております。

コミュニティ・スクールを活用することで、保護者・地域住民のお力をお借りしながら、各学校の実態に応じて、行事を一緒にするとか、準備等で力を貸していただくとか、そういったことをやっていきたいと思えます。

また、そういう活用の好事例、コミュニティ・スクールの取組の好事例をしっかりと教育委員会としても広げてまいりたいと思えます。

続きまして、支援が必要な児童生徒・家庭への対応です。児童生徒一人一人の実態・教育的ニーズは、そういったものが非常に多様化している実態がございます。学校としては、そういった実態の把握に努めていくこと、その上で、教育委員会や関係機関等との情報共有や役割分担を行うなど、組織的な支援体制の構築を図ってまいりたいと思えます。

これを学校の方で促すために、教育委員会事務局としましては、１１ページにございますが、学校が定期的開催する支援会議等に教育委員会や関係機関等にもお声掛けしながら参画を進めることで、実態把握ももちろんですし、児童生徒の安全安心な居場所づくり、個に応じた支援の充実に向けて、協働的に進めてまいりたいと思えます。

具体的には、その下にありますように、スクールカウンセラー、特別支援教育相談員を派遣したり、あるいは教育委員会の事務局職員、指導主事を派遣することで、伴走的な支援をしていきたいと思っております。

また、日常的な学校との連携により、児童生徒の実態を的確に把握し、市費支弁職員を適切に配置、派遣するということで、学校を支援してまいりたいと思えます。

今、多くの市費支弁職員の予算措置をしていただいているところです。小さな字で書いておりますけれども、それぞれの専門性を持っていますので、そういった専門的な職員の配置、派遣によって、学校を支援していきたいと考えております。

○新原市長 ありがとうございます。

委員さんから御指摘いただいたので、一番大事なところじゃないかということがよくわかりましたので、ありがとうございます。

これができたのは２月ですね。もう、半年経っているのです、ＡＩの進展が目覚ましいです。おそらく、ＩＣＴで皆でやるってよりかは、ＡＩを使うと非常に簡単にできるものがあつたりします。こういったここに書いてあることに

つきましては、A I を利用すれば非常に効率よく進められるんじゃないかと思います。もう今は I C T じゃなくて、A I の時代じゃないかと思います。言葉を置き換えて解釈する形でいいと思います。

御説明ありがとうございました。

○戸坂総務部長 それでは、ただいまの御説明等に関しまして、御意見等、また補足の御説明等ございましたら、お願いいたします。

○新原市長 私はありませんので、皆様からあれば、どうぞ。

○戸坂総務部長 それでは本件にかかわらず、せっかくの機会ですので、今回の報告事項以外の件について、何か御発言等がございましたらお願いできればと思います。

○多田教育長 少し繰り返しみたいところもあるかも知れませんが、改めて、これまで学校の方としてもいろいろな業務改善も含めて取り組んでまいりました。

今後、さらに取組を推進していくために何が必要かというところですが、先ほどもいろいろな教育委員にも意見をいただきましたし、事務局から説明をさせていただきましたけれども、やはり、もっと事務を効率化することができるんじゃないかというところです。

これはA I の活用も含めて、I C T 環境の整備も含めて、この環境整備については教育委員会が主となってやっていく部分かも知れませんが、できるだけ、仕事をより効率化していくという視点は必要かなと考えています。

それと、先ほどからお話もありましたが、学校だけではなくて、外部の力もお借りしながらというところで、コミュニティ・スクールも含めて、いろいろな地域や保護者、外部の方の意見も踏まえながら、学校をどうみんなで支えていくかというような視点、こういったところもしっかり教育委員会としても会議をしながら進めていければいいと思っております。

いずれにしても、教育委員会としては、学校を支える立場というところ、教職員が安心して本来業務に専念できるような環境・時間をどう作っていくかというところが大切だというふうに思っていますので、今後とも、学校を支えるという視点、これを大事に、いろいろな施策を考えていきたいなと思います。

○新原市長 ちょっと気になっていたことがありまして、コミュニティ・スクールなんですけど、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」と書いてあって、学校行事の準備・運営のところにもコミュニティ・スクールって書いてあるんですけど、本当に、コミュニティ・スクールで、保護者や地域住民の参画で業務が減っているんですかね。むしろ、面倒を見ないといけないし、増えているんじゃないですかね。その人たちが出るためのいろいろな準備をしないといけないし、説明にも行かないといけないし、逆に学校の負担が増えている

んじゃないですかね。

○木屋学校教育課長 いろいろな取組の例がございますので、一概には言えない部分がありますけれども、例えば、授業の支援に地域の方に入っていて、教員1人で30人の子どもがミシンを使うのを指導する、そこに地域の方が5人・6人と入っていただくことで、先生1人でやるよりも、多くの力を借りて、業務が軽減されているといった例も聞いております。

また、子どもたちの見守りについても、地域の方に入っていて、非常に効果的であるというふうな例も聞いています。

ただ、今、市長がおっしゃられたように、その準備の段階、段取りの段階で、若干の調整等、連絡調整に時間を要するということはあると思います。

ただ、その役割も学校が担うのではなくて、その運営協議会の委員の中の中心となる方であったりとか、そのことであれば私がパイプ役になれるよっていうような、そういう運営委員のネットワークを通じて、地域の方、あるいは保護者の方とのネットワークを広げていくっていうところで、成熟するにはもう少し時間がかかるかなというふうに捉えております。

○新原市長 うまくやっていただければいいんですけどね。ただ、コミュニティ・スクールをどうしてもやらなきゃいけないというので、それが先に立って、形を作ることに一生懸命になると、中身のない、形だけのコミュニティ・スクールになるというのが非常に心配なんです。

うまくやっていけばいいんだけど、うまくやるというのは、教師の方にとっては大変なスキルが要るんですよ。例えば、先生になったばかりの人が、とてもそんなことはできないし、その先生に任してしまうと、大変な負担になって、ノイローゼになってしまいます。その辺をうまくやっていただいているのかどうか、非常に心配なんです。

○木屋学校教育課長 コミュニティ・スクールにつきましては、常々、校長を通じて学校に伝えているのは、これをやらなければならないというふうに思わないように、各学校のいろいろな取組をお互いに知ること、例えば、自分たちの学校では、自分たちの地域では、こういうことならできそうとか、あるいは、こういうことから始めてみようというふうになるように、それには、非常に時間がかかることだということで、学校には伝えています。

そういった意識を、もちろん学校だけではなくて、保護者・地域の方にも同じ思いに立っていただいて、今、市長が言われるように、時間をかけながら、「～ねばならない」にならない形で進めていくことが大事だというふうに我々も考えております。

○新原市長 ありがとうございます。今の説明を聞いて、大変安心しました。「～ねばならない」と思わないように、ぜひ進めていただきたいと思います。

これに限らないんですけど、「～ねばならない」と思っていることがたくさんあるんじゃないかというのが非常に心配でして、これは学校だけじゃなくて、市の職員も同じなんですけど、変に「～ねばならない」と思い過ぎて、一番大事なことを見失っている職員がいるように思いますので、そこは管理職の責任だと思いますけど、管理職がうまくそうじゃないよと。本来の目的は何か、子どもを育てる、それから市民サービスの向上、本来の目的が何かというところから、あまり焦らないで、形で評価するのではなくて、そういう目的で評価することが大事だと思いますので。

今のお話を聞いて、非常に安心しました。教育委員会は、非常に柔軟だということがよく分かりました。よろしくお願いします。

○戸坂総務部長 その他、何か御意見はございますでしょうか。

それでは他にないようですので、本日予定しておりました案件につきましては、以上とさせていただきます。

本日は貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

それではこれをもちまして、令和8年度第1回呉市総合教育会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

19時55分 終了